

第5回板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

開会日時 平成22年 7月 23日(金) 午後 3時00分
閉会日時 午後 4時26分
開会場所 区役所11階 第二委員会室

出席者

委員	渡部 邦雄	委員	坂東 文昭
委員	大原 雅榮	委員	天野 久
委員	小林 公彦	委員	高沢 一基
委員	竹内 愛	委員	平塚 幸雄
委員	細井 昭夫	委員	岡本 進
委員	宮浦 晃一	委員	植田 康嗣
委員	安井 賢光	委員	北川 容子
委員	田中 秋夫		

出席事務局職員

庶務課長	矢嶋 吉雄	学務課長	林 栄喜
指導室長	中川 修一	新しい学校づくり担当課長	浅賀 俊之

午後 3時00分 開会

会 長 大変暑くて、暑い暑いがあいさつがわりになっておりますが、今日はお忙しいところをありがとうございます。第5回審議会を開催します。

始めに、審議会の委員に変更がありましたので、事務局の方からご紹介をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局からお話をさせていただきたいと思います。

板橋区議会の常任委員会の構成に変更がございました。これまで、文教児童委員会委員長としての立場として当審議会にご参加いただいております大田ひろし委員でございますけれども、今般、都市建設委員にご就任されました。したがって、当審議会の委員としての職を退任されたということになります。なお、後任の文教児童委員長につきましては、当審議会の委員に区議会の会派代表として参加されました、おなだか勝議員が就任されました。したがって、おなだか勝委員は、会派代表から文教児童委員会長の立場としてのご参加になったということでございます。それに伴って、本日より新しく会派代表としまして高沢一基委員に加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員には、資料1としまして新しい構成の名簿を配付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

大田ひろし委員には、大変ご熱心に本審議会においてご論議いただきました。これからは、会の外にはなってしまいますけれども、また引き続き、色々ご意見を賜ればと思っております。それからまた、新たに高沢委員、よろしくお願いいたします。

本日は、15名でしょうか、現在、委員のご出席をいただいておりますので、審議会は成立いたしました。

では、まず5月11日に開かれました第4回の審議会の会議録につきまして、事務局から報告をしていただきたいと思います。

事務局 それでは、お手元に配付させていただいております資料2をご覧いただきたいと思います。

こちらが、第4回、前回5月11日に開かれました会議の会議録となっております。事前にお目を通していただいていると思いますが、いつものとおり、訂正などが必要な場合には、事務局の方にご連絡いただければと思います。

それでは、この審議会の会議録概要につきまして、資料3の方に要約させていただいておりますので、そちらを使ってご説明をさせていただきたいと思います。

まずは、二つ審議会の中で決定した事項がございますので、その確認をさせていただきます。

一つ目は、項目の1番に記載させていただきましたけれども、当審議会の答申につきましては、当初のスケジュールには拘束されることなく、十分な審議を尽くしていくということで合意をみたところでございます。

二つ目です。こちらは、これからの審議を進めていく上で共通認識となります望

ましい規模についての合意事項でございます。こちらは、項番の3、それから7に記載をしているところです。内容ですけれども、小学校につきましては、一つの学級当たり20人から30人程度、学校の規模としては12学級から18学級程度が望ましい規模であるというところで意見の一致をみました。同じく中学校でございますけれども、一つの学級当たり30人から35人程度、学校の規模としましては12学級から15学級、こちらを望ましい規模として仮の決定をしたというところでございます。

次に、地域センターごとに必要な学校数を割り出して、地域ごとの考察を加えていく、また京都市で行われております小規模校への対応を参考に審議会で検討を加え、板橋区にどのように応用できるかを審議していくなどの方向性が示されたところでございます。

雑駁ではございますけれども、前回の審議会の内容につきましては、以上を概要とさせていただきます。

会 長 ただいま審議会の記録、会議録の概要についてご報告をいただいたわけでございますけれども、委員の皆様方、何かご質問あるいは訂正等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、会議録につきましては、本件資料の内容についてご承認をいただいたということにしたいと思います。

では、今後また事務局の方で区のホームページ等で公開するように手続を進めていただけたらと思います。

では、続きまして、6月11日に開かれました第4回の小委員会の方の報告を事務局よりお願いをしたいというように思います。

事 務 局 それでは資料4をご用意願いたいと思います。こちらが、小委員会での会議の概要になっています。

これまでのとおり、規模と配置の問題を一体で議論することには変わりはありませんけれども、今後、学校の規模から学校の配置に、そろそろ軸足を置きかえて議論を進めていくという時期に入ってきたというふうに受けとめてございます。そのために、事務局としましては、適切な資料をご用意させていただくということでサポートさせていただきたいと存じております。

小委員会におきましては、地域という概念を具体化する例としまして、前回の審議会でも話に上がりました地域センターごとの18地区を提示させていただきました。学校の適正規模化に向けて、地域の主体的な参加を促す仕組みづくりのためには、地域というものをどの範囲で捉えていくのかが大きな鍵となってまいります。この地域センターの区域を一つの例としまして、様々な角度からご討論いただければと考えているところでございます。

説明は、以上になります。

会 長 ありがとうございます。資料4についてのお話がありました。

これにつきましては、小委員会の報告でございますので、小委員会の委員長の坂東先生、何か補足等ございましたらお願いしたいと思います。

小委員会委員長　　今の報告と重なるかもしれませんが、そろそろ配置について検討を加えていこうということでしたので、6月11日の小委員会では、学校の配置状況がどうなっているのかと、区全体の概観をいたしました。その中で、やはり地域によって様々に条件が違うなというところを改めて認識したわけですが、今後も、今後、その配置のあり方を考えていくに当たって、今もお話がありましたけれども、ひとつ地域センターを単位にして、その学校の望ましい配置のあり方を考えていったらどうだろうかと。その際には、さっきも申し上げましたように、地域によって様々条件が違いますので、すべてにフィルターをかけて議論していても、なかなかそれは進まないのではないだろうかと。したがって、改善を要すると思われる地域センターの単位であるとか、あるいは課題があると思われる地域センターの単位、そういったところをひとつモデルケースにして、その中で望ましい配置のあり方を委員の皆さんで共通理解しながら、それを全体に敷衍していくような、そういう進め方もあるのではないかと、そんなところが出されたわけですが。

それと、その作業を進めていくに当たりましては、これまでご議論いただきました、子供にとって望ましい教育環境、規模、そういったところを、これから横にらみしながら、その配置のあり方を考えていくわけですが、委員の皆様、既にご案内のとおり、一言付言いたしますと、6月11日の小委員会を終了した後に、新聞で35人学級の件が報道されたところでございます。中教審で提言がされたわけですが、文科省のホームページを見ますと、8月をめどに教職員定数改善計画案、これを取りまとめる予定のようでございますので、また詳細がわかりましたら、事務局と相談をいたしまして、その適切な資料をお出ししたいというふうに考えております。この辺の国の動き、こういったことも、今後にらみながら進めていくことになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

会　　長　　ありがとうございました。今、小委員会の資料についての補足と、それから、その後の国の方の動き等についてもご紹介をいただきました。何かご質問等、ございませんでしょうか。

なければ、先に進んでまいりたいというふうに思います。

では、残り、まだ資料が5から9までありますでしょうか。ご用意していただいた資料でございますので、それにつきまして事務局の方から説明を一括してやっていただいて、その後、これらの資料の質問等について含めて、ご意見を賜りたいというふうに思います。

事　務　局　　資料5から9までを一括して説明させていただきます。

まず資料5をご覧くださいと思います。こちらの資料につきましては、地域センターの管轄の中に、学区域において何人の子供たちが住んでいるのか、こちらを示したものでございます。

まず資料5の1ページ目、こちらの一番上に、板橋地域センターと表示されております。学区域の欄が白くなっているものがございますけれども、こちらは、この学校の所在地が板橋地域センター管内にないというものを示しているものでござい

ます。右に行きますと22年度と28年度の学年ごとの児童数、それとその合計を示しております。合計欄の28年度の欄では、数字としまして43（313）というふうに記載がございますけれども、これは板橋第一小学校の学区域に住む全児童数が313人、このうち板橋地域センター管内が抱えている児童数が43人という意味になってございます。なお、児童数につきましては住民基本台帳上の数値でございます。この中には、私立の学校、国立の学校などに通学している児童も含まれておりますので、その数字の意味につきましてはご注意願いたいと思います。

こうしてみますと、板橋地域センター管内の板橋第七小学校、こちらにつきましては、学区域の児童数はわずかですので、通学区域の変更の必要性はあるのではないかと、そういった見方もできるところだと思いますが、隣接の学校との距離や施設の状況、小中学校の関連性などを個別に見ていくことも必要となるところでございます。

また、地域センターごとに学校の有無を確認してまいりますと、小学校は各地域センターに必ず存在しているという状況が見てとれます。ただし、熊野、富士見、舟渡、前野、この四つの地域のセンターの区域におきましては、中学校が存在していないという状況がわかります。

審議会では、地域センターごとに必要な学校数を割り出すべきとのご意見がございました。本日は、通学区域図に地域センターの管轄区域を黄色い線でマーキングしたものを配付させていただきました。地域センターの周辺の場所に学校が設置されていることも多くありますけれども、地域センターごとに必要な学校数を割り出すことは現実ではできていないという状況でございます。

しかし、例えば文科省省令の小学校設置基準というものがございます。小学校の校庭の面積を一人当たり最低10平方メートルとしておりますけれども、22年度の板橋区立学校の児童数は2万2,200人という数値になってまいります。これから考えますと、現在、板橋区立学校の1校当たりの校庭の平均が約4,900平方メートルとなります。そうすると、机上の計算では、区全体で少なくとも46の小学校が必要になるという計算になってまいります。

同様に中学校で考えてみますと、一人当たり最低、校庭の平均としましては11.7から15平方メートルというふうになっておりますので、計算上、仮に15平方メートルとすると、生徒数が8,850人、区立学校1校当たりの校庭の平均が約7,150平方メートルということになりますので、少なくとも中学校というものが19校必要になるという数値のお示しができるかと思います。

続きまして、資料6の説明に入らせていただきます。こちらにつきましては、学校選択制が学校を小規模化に向かわせるばかりでなく、逆に小規模化を防いでいるという実態もあるということで、資料の要求がございました。

各学校を三つの、上段、中段、下段という形で区切らせていただいておりますけれども、一番上の段、こちらは学区域内に住んでいる児童や生徒の数でございます。真ん中の段、こちらは学校に在籍している児童と生徒数となっております。一番下の段につきましては、上段と中段の差をあらわしております、こちらに三角がついているもの、こちらは学区域外の学校を選んだ児童・生徒が多いことを示してい

るという状況になっております。逆に三角がついていない学校につきましては、学区域外からの児童・生徒が多いという状況を示しているものでございます。また、300人以下を対象としたのは、第一次答申で、早急な配慮を要するという項目に該当する学校で、学区域内に住んでいる児童・生徒数が最も多い学校が、大山小の290人でございますけれども、そちらを基準としたためでございます。

次に、資料の7をご覧いただきたいと思います。

資料の7ですけれども、こちらは小・中学校1年生だけに絞りまして学校選択制の状況を示したものでございます。これは、先程ご覧いただきました資料6を別の角度から捉えたという資料でございます。在籍している児童・生徒が、学区域外から来ているのか、学区域の中から来ているのかがわかるという、そういった資料になってございます。

続きまして、資料の8をご覧いただきたいと思います。

資料の8ですけれども、こちらの資料も、前回の審議会で委員の方からご要求をいただいたものでございます。学校の中での男女比の偏りが、学校の規模の違いによって顕著に出るのではないかという、そういったご質問がありましたので、そちらを検証したものでございます。

小学校におきましては、男女の比が10ポイント以上離れている学校が6校存在しております。そのうち、4校は6学級の学校となっております。しかし、6学級の学校でも、男女比の差が10ポイント以内におさまっている学校が4校存在しているということがわかると思います。

中学校ですけれども、こちらは男女の比が10ポイント以上離れている学校が8校確認されております。そのうち、6学級以下の学校が3校ございますけれども、その3校すべてで男女の比が10ポイント以上離れています。しかし、7学級の学校でも男女比の差がないところも見てとれるという状況でございまして、小規模校だから男女の比が大きくなるということは断定できませんでした。ただ、傾向としては、小規模校ほど男女比の差が開く割合が高くなっているという、そういった状況は見てとれる資料となっております。

次に、最後になりますが、資料の9、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、京都市の適正配置の概要ということでお示しをさせていただきました。

まず、京都市の概要でございますけれども、小学校は181校。これは平成20年5月の段階でございましたけれども、板橋区の3.4倍ございました。児童数は6万8,000余ということで3.1倍。中学校では76校、生徒数が3万余ということで、板橋区の約3倍強という状況でございました。面積につきましては、827.9キロ平方メートル、25.7倍という数値になってございます。

その他、記載のとおりでございますけれども、基本的な姿勢がどのようなものかということ、2番に記載させていただきました。京都市の中心部の学校が、地域住民の拠出によって設置されているという背景がございます。これは、昔、各家庭にあったかまどの数に応じて費用を負担したという「かまど金」というもので、地域の皆様が子供の学校をつくっていったというところでございます。

町会の単位と言われている番組という、すべての家から資金を調達して学校を設置して運営をしていたという背景がありまして、非常に学校に対する思い入れが強く、関心の高い地域であるということがみてとれます。

4番のところの小規模校への問題意識ということを書かせていただきました。別紙のとおり資料を用意させていただきましたが、市内の小学校の全体が、もう小規模化してしまっているという状況にございました。地域が確立しているという状況に加えまして、学校選択制は実施していません。指定校変更も限定的に運用していたということで、ほとんどの児童が学区内の小学校に通学しておりました。学区内の児童数の多寡が、そのまま在籍児童数に反映されるため、一つの学校・地域を越えて小規模校の問題を議論することができたというものでございます。

5番目に学校統合から統合までのフローということで示させていただきました。まず、検討委員会、こちらが小規模校問題の解決について協議していただいております。教育委員会は、統計的資料などの提供、説明にとどまって、協議には参加していなかったということでございます。2番目ですけれども、検討委員会で学校統合の協議がまとまった場合には、教育委員会に地域の皆様から要望書を出していただく。3番目ですけれども、教育委員会は地域の皆様からの要望を受けて学校の統合を実施していったという状況にございます。

次ページの裏面に入ります。

跡地の活用でございますけれども、まず、学校を閉じた場合、閉校した場合は、3年間は跡地利用検討期間ということで暫定利用を実施しているということでございます。跡地利用につきましては、審議会によって検討されております。跡地につきましては三つの区分に分けられたということで、広域用地、身近用地、将来用地ということで分けて、具体的な検討をされたそうです。跡地の活用におきましては、地元との関係に配慮して、自治会の事務所などを取り込むなどの対応もとっているということでございます。

そして7番目ですけれども、板橋区で、この京都方式の適用につきまして、どうなのかということを書かせていただいております。1番目ですけれども、当初、京都市で検討委員会を設置するに当たりまして、児童数が150人以下の学校に、必ず置くこととしておりました。そうした学校が、昭和63年当時で12校ございました。市全体として小規模化が進んでいたということでございます。このことから、市民共通の問題として捉える土壤があったとなります。ただし、板橋区におきましては、地域や学校によって児童数や生徒数にかなりの差がございますので、共通の問題として議論できる環境は、今はまだ整っているということにはほど遠い状況だと思われます。

次に、跡地利用でございますけれども、統廃合と跡地利用の業務を明確に区分しているということが見てとれます。一定のルールを示している点で、板橋区におきましても参考になるのではないかとということでございます。

あとは、次のページ以降はホームページ等で公表されております京都市での資料を添付させていただきましたので、参考としてご覧いただければと思います。

京都市では、当初150人以下の小学校で検討委員会を設置しておりますけれど

も、平成7年4月には、統合前の小川小、中立小では、児童数が150を超えている中で統合が行なわれ、新町小が誕生しています。小規模校の問題が、地域に十分に理解されているというようにもみてとれます。

資料に関しての説明は以上でございますけれども、一言だけつけ加えさせていただきたいと思います。

先日、議会がございまして、適正規模・適正配置に関する質問をいただいたところでございます。審議会で、大規模校についての検討を今後行っていくのかどうかというお尋ねがございました。これにつきましては、その予定で審議会は動いておりますということで、答弁をさせていただいたところでございます。それと符合するように、マンションの建設業者が教育委員会の窓口を訪れました。まだ正式に開発の申請を区に提出したわけではございませんので、学校名とか建設予定地などをお話することはできませんけれども、そのマンションが建設されるであろうという場所におきまして、住民数、その他もろもろ当てはめてシミュレーションをさせていただきました。そうすると、その学校におきまして、近い将来、約26学級に達してしまうという課題があることがわかりました。もし、このような学校に特別支援学級などが併設されるとすると30学級を超えてしまう、そういった大規模校が出現してしまうことも現実味を帯びてきたというところでございます。適正規模では、小規模校に関心がどうしても集中してしまうという傾向がございまして、区としまして、そういうような大規模化してしまうという学校の課題も抱えているということを踏まえてご議論いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

参考資料として、「学校は、今………」という、これは、京都市教育委員会が出しているもの、冊子みたいになっております。なかなか細かく、色々配慮されたものですが、こういうものがあるということでございます。

かなりボリュームがありますので、まず資料5について、何かご質問等ございましたら出していただきましょうか。これはあくまでデータでございますから、特にありませんでしょうか。

それでは、先へ進めまして資料6、これは、委員の中からの請求があったものなのでございますが、学区内の住民基本台帳上の児童・生徒数が300人以下の学校についての資料でございます。

この資料6を拝見すると、ある程度、学校によつての出入りといいいましょか、それがよく読める資料でございますね。これから先の検討に、参考にしていただければと思いますが、資料6、ございませんでしょうか。

なければ、資料7に進みたいと思います。資料7は、小学校1年生、平成22年度の通学区域校への就学率でございます。これは、かなりばらつきもあるかと思いますが、一つの傾向が読み取れるかと思います。特にございませんでしょうか。中学校も同様でございますが。

なければ、資料8、児童・生徒の男女比について。これもやはり請求資料でござ

います。どちらかというと、学級数の少ない方が、若干色が見えるということですが、かといって小規模でもすべてそうとは言い切れないというご説明がありました。こういう男女比の傾向が、これである程度参考になるのではないかなと思います。

委員長 中学校なのですけれども、小学校は、ある程度、10%台でおさまっているのですけれども、それも15%未満かな、15%としているのは、1校ですけれども、中学校になると20%を超えているところが出てきている。これは、やはり地域性の問題なのか、どういう現象と考えているのか。

委員長 板橋五中なんかでいえば、野球部やサッカー部という部活がないから、男の子がほかの学校に移動するという例が多いと思います。結局、野球をやりたい子が、五中だと野球部がない。だから、男の子がほかの学校に移動するという。

委員長 全部ではないと思いますけれども、部活動の理由というのは、結構あるかと思います。例えば向原中なんかは女子のソフトテニスが強ので、女の子が集まってくる。しかし、小さいですから、男の子の集団のスポーツが、クラブがなくなって、ほかへ行ってしまうというような。

会長 男女比も、男が多いところもあれば、逆に非常に男が少ないところ、その背景には色々な要因が見てとれるようでございます。こういう実態もあるということ、やはりこの審議会としても、ある程度よく承知した上で考えていった方がいいのかもしれませんね。

その次、資料9は、これは京都市の市立の学校の適正配置の概要等についてでございますが。あと参考資料もついておりましたけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

委員長 私が2年ほど前に会派で京都へ調査に行ってきたときに感じたのは、板橋とは規模も違いますし、京都市と同じやり方は無理だと思いました。ただ、どうやって住民参加のレベルを上げていくかということを本当に考えたい、その辺をこの審議会でも様々な立場から論議していただきたいと思っています。

京都の場合は、住民の話し合いの場では、あえて教育委員会が距離をとっていた感じでやっていますよね。板橋の場合、それは現実には厳しいと思いますので、教育委員会がある程度関わりながら。ただ時間がかかりますのでね。京都の場合、20年前からやって、一つの機が熟したときに一気にやったということです。しかし、私は、20年間をかけることは板橋区ではできないと思うのです。どうやって、今後住民意識を高めながら一気にやれるかというところを考えたいと思っています。

あともう一つ、先程事務局のお話で、大規模校の話がありましたが、今まで出ている風評被害の関係とともに、大規模マンションができて住民が増える可能性があるところをある程度時期が来たら言っていくことも大事だと思うのですよ。このことについて、どのように考えているかお聞きしたい。

事務局 大規模集合住宅の件でございますけれども、区の特徴としまして、今、学校が密集している板橋区役所の近辺につきましては、マンションなどが建っていく大きな用地というのは、ほとんど残っていません。今後は、少子化が進んでいくのではないかという、そういった段階に入ってきたところでございます。逆に北部、西部の方、いわゆる赤塚とか成増とかの方角になりますけれども、そちらについては学校

の数が若干少ないという背景に加えて、まだまだマンションなどが建つ、そういった土地が、大きな工場とかの跡地などが残っているという、そういった背景がありますので、あくまでも推測ではありますが、今後の開発の動向とそれに伴う学校の大規模化を心配しているところでございます。

風評の関係でございますけれども、学校選択の中で、検証検討会の方でアンケートをとった限りでは、友人あるいは地域の方の情報を持って学校を選択したというケースが、かなり多うございました。今後は、学校案内冊子あるいはホームページ等の方から選択していただけるような、また学校をじかに見て判断していただけるような、そういった形での情報提供を進めていきたいと考えてございます。

委員 資料9について、京都市についてお聞きしたいのですが、学校ごとに検討委員会を設置して、歴史的な背景を色々地元で議論をして、学校統合の協議がまとまったら教育委員会に要望書を提出すると。その後、提出を受けて教育委員会が統合実施と書いてあるのですが、学校ごとに、例えば方法論等も含めて、意見が、例えば相違した場合、その場合、ある程度地域の方との調整というものが必要になると思うのですが、そういう場合、教育委員会がある程度、リーダーシップを発揮するというか、そういう調整をしていくということになるのか。京都において、どういう形になったのか、お聞きしたいのですが。おわかりになりましたら。

会長 これは当事者でなければなかなかわかりにくいと思うのですが、わかる範囲で、お答えいただけますか。

事務局 今のお尋ねですけれども、そういった個別具体的なものについての情報は、まだ入手できておりません。恐らく、そういった意見の対立等が発生した場合には、教育委員会としても、どちらかの意見を聞くというわけではなくて、中立の立場で、お互いに話し合える場をつくっていたのではないかと推測します。詳しくは、後日、必要であれば調査をかけますので。

委員 問題がなく進んだのであれば、違う、歴史的背景によってそうなったのかもしれないですけれども、学校ごとの検討委員会が、また地域で集まって統合する、地域の検討委員会、何校かが集まって地域ごとの、また検討会といいたいでしょうか、協議会というのが開かれていたのかなという想像があったのですが、この資料からは、ちょっと読み取れなかったもので、もし情報があつたら教えていただければと思います。

会長 この資料を拝見しましても、作成するだけでも大変な時間、労力がかかっていると思うのですね。私ども拝見しておりますも、かなり地域の方、保護者の方に対しての細かな、誤解を解くような説明がされていますね。こういうものは、やはり参考になるかなと思っております。

では、今の質問につきましては、わかる範囲で結構だと思うのですが、情報がありましたら提供していただければと思います。

以上、資料9まで、何かありませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは先へ進みたいと思うのですが、今回の議題が、前回の審議会で申し合わせしましたとおり、配置の問題を話の重点にしていくこと

になります。もちろん、規模につきましても念頭に置きながらですが、学校の配置の問題に重点を置いて進めていきたいというふうに考えております。これまでの審議会では、一つは、最初のころでしたでしょうか、規模の下限を決定してしまうと、答申を出したときにも、統廃合ということに直結するのではないかという読み取られ方をしてしまう危険性があるということが話題になったことがございました。そのことも、十分踏まえながら、また、二つ目には、地域の実情により、数だけで統廃合を論じられない現象もあるのではなかろうかと。先程の資料の幾つかの中にも、そういったことが出てくるのではないかと思われていますので、そういった意味で、審議会で決定するのではなくて、今もご意見がありましたけれども、地域の住民を組み入れた検討会等、そういった地域の住民の声を生かすような何か仕組みといましようか、手だてを考えて、この地域には一体何校が必要なのかというふうな、そういう学校の適正配置を考える中で答えを出していったらどうかというところですね。そんなこともお話に出てきたと思います。

そうした中で、一方では、教育という立場から考えたときに、審議会として、こんな少なければ、もう、幾ら事情があっても無理ではないとか、学校として、組織として成り立つのかどうかというような教育の体をなさなくなるような数字もあるかと思っておりますので、そういう点について、皆様方からご意見を出しておいてもらうことが必要ではないかと思っております。

それから、また、小委員会の方から、一つの例として、地域の範囲を、18あります地域センターの区域としてたたき台を提示していただきました。本日の、この第5回の審議会は、その配置に関して、皆さんの共通理解をいただくために意見を出し合っていく場として考えていきたいというように思っております。

こうしたことを踏まえながら、意見交換をしたいと思っております。資料等への質問等でも結構でございますので、どなたかご発言をいただきたいと思います。その際に、この地図なども、この黄色で囲ったところが一つの地域センターの範囲です。それから赤の線が入っているのが小学校、中学校は青、この辺の配置なども参考にされながら、ご意見等を出していただけたらというふうに思います。

委員 先程、小委員会の報告の中で、会長さんからもお話があったのですが、国の方が35人学級ということで一定の方向を示していて、さらに低学年については30人学級ということも出ています。それから、特別支援学級をすべての学校に設置するという必要ではないかという報道もされていますので、そういう意味では、単純に今までの数字で学級数ですとか学校の規模を決められないのかなと思います。是非、8月にどういう方向が国の方から出されるのかというのがあるのですけれども、やはり私たちが検討するときには、そういうことを見据えたものにしていかないといけませんので、出せる範囲で、資料をお願いしたいというふうに思います。

それから、地域センター単位でということで、一つの基準としては、もう既存の、そういう目安になる組織がありますので、当然、何か地域ごとにと見たときには、非常に参考になるのか、基準になるのかなと思うのですけれども、実際こうやって

地域センターの範囲を見てみますと、非常に範囲にばらつきがありますよね、板橋全体を見ても。地域センターの範囲がすごく大きなところと、それから小さなところ。その中に学校が、三つのところと、それから5校、6校のところと。そうなってくると、たとえ地域センターごとに、では検討しましょうとなったとしても、非常にその地域センターごとの課題が大きいのかなというふうに思うので、その辺の振り分けというのをどうするのかというのを少し考える必要があるのかなというふうに思います。

それと、先程の例に戻って申し訳ないのですが、京都の統廃合も、かなりばらつきがありますよね。番組ごとにということで説明があったのですが、その番組というのが、この51校の小中学校が15校にという枠が書いてある資料が統廃合の中身になっているのですが、番組ごとというのは、この統廃合された学校が、その番組の中にある学校、いわゆる板橋でいうと地域センターの中にある学校で、その学校を全部統合して、この一つの学校にしましたということなのか、その枠組みが、ちょっとわからない。例えば、板橋みたいに地域センターを超えて、こういうことになるのかみたいな、そういう京都の事情がよくわからないので、そのあたりのことを、もし資料で出していただけたらお願いしたいということ。

それから、京都の小規模校というのが問題になって、この統廃合をやられたのですが、児童数150人以下の学校について検討するとなっているのですが、統廃合しても150人すれすれというところが、200人以下の学校があるわけですよね。このことについては、京都の方はどういうふうに考えて残したのかというのは、ちょっと。500人もある学校と、統廃合しても157人という学校とでは、どうも格差が余りにも広がり過ぎなのではないかと思うのですが、今回、審議会に出したみたいな、共通認識を出したみたいな適正な学校規模というのは、京都としてはどういうふうに考えていたのかというのを、ちょっと教えていただけたらありがたいなと。

ちょっと、行ったり来たりしてすみません。

会長 今、三つほどご質問ありまして、国の学級編制のこと、地域センターって、画一的に考えられるものではないということ、あるいは今の番組のことですね。これ、細かいことについては、なかなかわかりにくいのでしょうか。

それから、150人以下の六条院小学校みたいなところもありますね。逆に大きな、460とか、400を超える学校もあったりと。だから、この辺も京都という中での地域性というのが何かあったのではないかと思うのですね。つまり、やはり、こういう適正配置とか規模というときに、どこの地域でも問題になるのですが、総論、まずあるのですね、一般論として。しかし、それを実態にはめ込んだときに、なかなかうまくいかないのですね。そこで、一応、スタンダードは念頭に置きながらも、その地域地域の歴史や、住民の意識や、様々なものを勘案しながらやっていると、どうしてもでこぼこが出てくる。この辺が画一的にいかないところかなというふうに、私なんかも、ほかの自治体等の話を聞いていると感じます。この京都の場合も、この資料を拝見しても、今、委員からご質問あったけれども、同じ

ような傾向なんか見てとれるような気がしますよね。だから、この辺が、どうなったか微妙なものがあるので、私も知りたいところではあるのですが、なかなか難しいと思いますので、何かわかる範囲で情報をいただければ参考になるかなと思います。

何かコメントありますか。京都市でもなかなかその辺は微妙なもので、難しいと思うのですけれどね。

事務局　まさに、会長おっしゃるとおりだと思います。非常に、ここら辺の背景については、うまく言えませんが、生々しい話が相当あると思います。そこら辺を、ちょっと教えてくれるかどうかは、聞いてみないとわからないというのが本音です。お手元にお配りさせていただきました資料9の2枚目のところに、参考資料というホームページの写しが載っているのですが、その中段あたりから、「ひとつは」ということで始まっております統廃合の事例ですね。一つは昭和54年に実現した云々というところから、色々紆余曲折を踏まえて検討を進めてきたというようなくだりがございますので、ここから、とりあえず現時点で読み取っていただきまして、そして、もし教えていただけるようであれば、ちょっと問い合わせをして、その背景、どこまで教えていただけるのか尋ねてみたいと思っております。

会長　このネットに出てきたやつの、昭和54年とか、昭和58年云々ということで、大分歴史があるようでございます。こんなことも、ひとつ参考にされて読み取っていただけたらと思います。

さて、資料についてのご意見、ご質問出ておりますけれども、ほかにご意見等なければ先に進んでいきたいのですが、よろしゅうございますか。

本日は、京都市の例を参考にしまして、地域の範囲を考える上で、地域センターの区域を一つの例として考えてきたわけでございます。これまでご議論をいただきまして、メリット、デメリットが色々あるように推察できるわけでございます。実は、私、先日、資料を送ってもらった後に、本日の議題とはちょっと違うのだけれども、地域センターではなくて、中学校の学区を一つの地域と考えて適正配置を考えているところがないだろうかということで考えたときに、お隣の北区のことをちょっと思い出したわけでございます。それを事務局にお話をしておいたのですが、北区の資料が用意できたのならば、できていますかね。板橋の地域センターとは別の例ということでございまして、あくまでも参考のということでお考えいただけたらというふうに思います。

次回の審議会に資料として出せるように、小委員会で検討していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、今いただいた、「学びの基礎・基盤づくり」ということですが、事務局の方で簡単に何かコメントありますか。

事務局　今、お手元に配付させていただきました「学びの基礎・基盤づくり」は、北区における適正規模等の審議会の第3次の答申の概要版でございます。

こちらの第3次答申の前に、平成14年11月に第2次の答申というものが出ておりました。その主な内容を、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、そこでは、中学校を中心に適正配置を進めていくというのが、方針が示

されております。小学校につきましては、連合自治会の区域をもとにした八つのブロック、これ、19ある連合町会・自治会の組み合わせということなのですが、この八つのブロックで行うこととなっております。板橋でいうところの、いわゆる地域センターの単位だと思われます。ところが、今回、お手元に配付させていただきました平成21年3月の第3次答申におきましては、小学校の連合自治会の区域をもとにした八つのブロック案を捨てて、新たに適正配置を終えた中学校の学校単位である12のブロックを検討の単位とするということで、地域の枠組みから中学校の枠組みに、そのエリアの考え方を移しております。また、連合自治会の区域から中学校の区域に検討の対象を変更したかわりに、お手元の資料の5ページの二つ目のポイントというところがございます。ここに、連合町会・自治会の青少年地区委員会内には必ず1校残るように配慮しますと、そういったことで、地域の連携といいますか、そちらに配慮するような文言が記載されているということでございます。詳細につきましては、まだ私どもで調査が至っておりませんので、今後、調査した上で小委員会の方に報告をさせていただきたいと思っております。

本日の段階では、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

これから、北区の例をもとにして話し合うのも、ちょっといかがかなと思っておりますので、小委員会で、また、これのメリット、デメリットも含めご検討いただいて、ご報告をしていただけるとありがたい。申し訳ありませんが。

委 員 今、説明いただいた北区の件なのですが、小学校が46校が38校になる。その旧学区域、それから38の学区域になったときの、そういう線引き、地域の線引き等の、そういう資料はありますでしょうか。

委 員 確かに、4ページの、この地域性をよく勘案しているなど、中学校12校にまとめて、その中にちゃんと、その小学校が二つ三つ入ってくると。中には四つも入ってくるといようなやり方でやっているのは、これ、どういうふうに整理していくのかなと、一つの基準になるのであればと思うので、北区の方に、よろしければ資料を請求してもらえないでしょうか。

事 務 局 今の件ですが、お手元の資料6ページの一番下のポイントということで、通学区域、それにつきましては従前のものを引きずるという趣旨のことが記載されております。したがって、学区域の変更は、これから考えるという段階になっているようです。

委 員 お隣のところなので、ちょっと私も興味持って見ていまして、北区の場合、やはり住民の、地域の皆さんの論議をかなり経て、紆余曲折があつて、出したけれどもだめだった、住民が納得しなかったということで、また違う方法でとかって、そういう、すごく紆余曲折をやりながら決めていっているという話を聞いています。それで、4ページのところにある12のファミリーというのをつくって、学校ファミリーをつくっているというのは、これは小中連携教育を進めていくということで、北区がもう進めているものです。板橋区も、実は、今年度から幼小中連携の教育を始めています。ファミリーと呼んでいませんけれども、中学校を軸に、小学校、幼稚園を全部、区立の場合は中学校単位でグループを23で今組んでいますので、こ

- の、北区で言っている学校ファミリーに当たるものは、既に動き始めてきています。
- 会 長 ありがとうございます。
- 今、小中一貫教育といいましょうか、一つの大きなトレンドになっていまして、各自治体で、それぞれ取り組んでおられるようでして、板橋区の場合も、もう、学校の先生方中心に、小中の教育について大分研究が進んでいるようでございますね。そういうことで、中学校の学区域を一つのブロックとして考えて、小学校をそこにくっつけていくというような、北区の例、それをひとつ参考にしていただけたらと思うし、一方、教育の論理として、今の流れとして、小学校と中学校に一貫の教育といいますか、中1の色々な問題が起こらないような、接続がうまくいくように、小学校6年生から中学校、うまくいくようにというようなことも話題になっておりますけれども、そういう点でも、中学校の学区域を一つのブロックと考えると、学区をどうするか、学校をどう配置するか、これも一つの参考資料になるかなと思っております。そういう点で、北区の、これもまた生かしていきたいと。
- 委 員 私も、北区に前いたことがあるので。この中学校のブロックという考え方の中に、大分時間をかけて中学校を統廃合しているのですね。名前を見ていただくと、十条富士見中とか、滝野川紅葉中とか、王子桜中とか、これ、みんなくっついているのです。つまり、中学校の適正配置を行った後に、こういう案を立てているということがあるわけで、12に絞ってから、こういうファミリーをつくっているということなのですね。板橋の場合、23を、このまま当てはめると、ちょっと、このようにすっきりはいかないだろうということなのですね。そこが違うところではないかな。
- 会 長 そうですね。北区も、たくさんの隣接する中学校がありまして、規模が合ったものですから、確かにくっつけて、校名が、両方とったようながありますでしょう。そんなこともあるのだということが、ここから読み取れるということでございます。
- 委 員 北区の場合に、指定校制度がどうなっているのか。板橋区の場合は、隣接ですけれども選択制。北区の場合は、どういう、指定校制度なのか。それから、まだこれは決まっていないのかもしれませんが、各12ブロックへ分かれて、たたき台は教育委員会がしているということで、その内容をつくった上で、今度は検討組織に上げていくよと、その検討組織をどこを想定しているかによって、板橋区が参考するためには、かなり難しいと思うのですね。話を少し戻して、地域センターのブロックにした場合は、例えば、検討組織が町会だったり青健だったり、あるいは、それをさらに超越した地域会議であったりという方法はとれるのですけれども、12ブロックという中学校区になると、今度は町会とか、余り関係なくなります。あくまでも中学校の学区域ですから。それはだれになるのか、何を想定しているのか、この2点を、ちょっと確認したい。選択制をしていないのではないかと思いますのですよ。
- 事 務 局 学校選択制については、実施していないという情報の情報が入ってきています。
- 委 員 ということは、人数の把握と、それからその先のシミュレーションも非常に容易だということですね、北区の場合は。板橋区の場合は、当てはまらないという。
- 事 務 局 北区の審議会の資料を読んでいたのですが、学校選択制はなくて、指定校変更をやっていると書いてありました。指定校変更が、学校選択制を実施している

区よりも高い率で行なわれていると書いてあるのです。かなり緩いといいますか、基準が甘いというのですか、そういった形でやっているというふうな書き方をしていました。このパンフレットにも、運用についての議論が必要だよということで、6ページのポイントのところに、記載されています。

会 長 学区内での就学を堅持しますと、指定校変更制度について見直すことが望ましいと考えますというところですね。

委 員 小委員会の方で考える場合、それは資料として欲しいのと、それから、小委員会で話をする前に、この審議会の中で、各委員さんの意識の統一が必要な点があつて、一つは、この資料をいただいた地図の、地域センターの区域、小学校の学区、中学校の学区で、引き直しができるのは小学校の学区、中学校の学区の線だけなのですか。これから配置には、当然学区の見直しというのが含まれるのですけれども、地域センターの区域は絶対動かせないということでもいいのですか。

事 務 局 地域センターの区域は条例で決まっているので、地域の皆さんの、当然合意を得た上で変更がどうしても必要だとなれば、できなくはないと思います。ただ、どういう経緯で、こういうふうになっているかと、多分、歴史があるはずなので、簡単にできるかどうかは、ちょっと難しいかもしれません。制度的には、できなくはないです。

委 員 小学校、中学校、それぞれの学区だけが変わるということですね。これからどんどん進んでいきますと、今度は、今の53校と23校を引き直すのではなくて、ここは減る、ここは増えるとなると、根本的に変わることが予想されるので、大幅に。例えば、1校学校がなくなっただけで、線が1個消えることによって、物凄くずらっと変わる。この地図を見た中で、どうしても地域センター区域の中に、ほんのちょっとだけ学区が残っているのがありますよね。ほとんど番地というは何番地から何番地までしか残ってないような。そこはもうくっつけるとかという、そういう方向で検討ができるのかどうかというのは、ある程度、皆さんの中で決めていただかないと。その上で、今度必要な資料としては、この地図というのは広さだけしかわからないので、そこに人数が、どのくらいいるのかいないのか、増えるのか減るのかってわからないのですよ。だから、今度は、先程、このセンターごとの学校数と人数が出ていましたけれども、先程の35人学級なのか30人学級なのかって結構大問題で、基準をどこに持っていくかによって、足りないか、もっと減らさなければいけないかと、そこが出てくるのだらうと思うのですよ。30人で、今現状、例えば、最初にある板橋地域センターの中に3校ありますね、住所地がある学校が。この3校で賄えるのかという基準は、やはり一学級30人になるか35人なのか。それが2学級の掛ける6で人数が足りるのか足りないのかと、そういうふうやっていって、すべて18地域センターごとに全部やるのは大変なので、冒頭に出ましたように、ある程度問題がありそうなところをピックアップしていかなければいけない作業が、これから出てくると思います。その目安になる資料を、自分で計画すればいいのしょうけれども、ちょっと目安になる資料を、できたらつくっていただきたいというふうに思います。

事 務 局 今も色々ありましたけれども、細かい条件を狭めて資料をつくると議論が偏って

しまう恐れがありますので、一つ、幅を持たれた形でシミュレーションしてみまして、現状の、例えば学区域で、人数が30人の学級になった場合はどのような状況なのかとか、そういった議論ができるような形で資料を事務局の方で検討してお示しするように調整させていただきたいと。

委員 事務局の方で問題がある地域を出してくれという意味ではないのです。

事務局 そうですね、たたき台ということで、サンプルを幾つか出せるような形を検討してみたいと思います。

委員 その大規模校の話の中で、小学校にしても中学校にしても、増やすということは前提でいいのでしょうか。さっき、用地がないからという話があったのですが、そうすると、増やせないという前提に聞こえたのでね、先程の話の中では。例えば、赤塚地区、中学校でいうと赤三中近辺というのは、ここにまさに大きなマンションが二つ建ったら、もうパンクしますよね、赤三中自体は。振り分けできないですね、あそこは。余りにも学区域が広過ぎて。その場合に、そのシミュレーションが出た場合には、増やすということはある程度頭に入れておかないと、一回決めたら、また二、三年後に検討というわけにはいかないの、今回の結論というのは。その、増やすという選択肢は、あるのかないのかは、ちょっとはっきりしなかったの、先程の話の中で。

会長 その辺のところは、色々と区全体の問題にもなりますのが、当然、この審議会では、学校を建設しなければいけないということも出てまいっておりますが、それも検討の中には入っているわけですね。今、予測して、なかなか難しいかもしれませんが。

事務局 まさに、これは仮定の話ということになってしまいます。明らかに、こちらが、今度、赤塚の地域とか、人口が増えるかどうかと言われると、それもまた難しい問題です。ただ、それを予測しておかないと、これからの話し合いがなかなか難しいものがあるというふうに感じておりますので。

もう一つ問題なのは、学校を、例えば増やすという場合なのですけれども、学校というのは大変大きな年数、まとまった土地を用意しなくてはならないという背景もありますので、こちらのエリアで、そういった土地を確保するという望みがあるのかどうか、これもちょっと調べないと難しいという状況もあります。ただ、方向性として、極端に子供が増えていくような状況があれば学校はつくらないとならないはずなのです。ですから、そこは、少し別の次元として検討させていただきたいと思います。

委員 区の事情としては理解できるのですけれども、ただ、審議会としては、やはりそこは、新しい学校を新設するかどうかということについて、否定するということを書くのもおかしい話だと思うのですよ。だから、区の事情は別に置いておいたとしても、それは区が審議会の答申を受けてどういうふうに判断をするかということにも関わってくるので、審議会としては当然、やはりある程度の学校規模を決めるわけですから、その規模よりも大きくなった学校については新設も増設も含めて対応をしていただきたいということを、審議会の中で、そういう共通認識を私は持つ必要があるのではないかなというふうに思います。

会 長 それは共通認識としてよろしいのではないのでしょうか。実際には、現実問題として、それをどう扱うかについては、また区全体でご検討いただくわけになりますが、審議会としては、当然、児童・生徒数が、特定のところが急激に増えた場合に、そこで学習権を補償するためにも、かくかくしかじか望ましいというようなことは、当然、この審議会として出すべきだろうと思うのですけれども。

ご発言のない委員の方で、何か、せっかくの機会でございます。今まで大分、色々な、規模の問題、配置の問題も意見が出てきておりますが、今日ご発言のなかった方で、何か。全く違うことでも結構でございますが、ひとつご発言いただければと思います。

委 員 ずっと迷っていることが一つあるのですが、その一つは、学校規模の問題ですが、小学校の1学級あたりの適正の児童数を20から30というふうなことで、一応そこでストップしていますよね。それが最終的に規模として適正規模とするのかどうかというところは、ちょっとまだ確定していないような気がしているのです。というのは、一つには、40人学級を35人学級として考えるのか30人学級として考えるのか。そこになってくると、やはり規模として、もうちょっと、その人数についても、今後、配置のことをやっていきながらも、そうした問題を、まだ積み残したままであるというふうな捉え方をしていけないといけないのではないかと、ずっと思っているのです。なぜならば、30人というのが理想として考えたときにも、実際に教員は板橋区で採用するという方向を持っていないわけですから、そうした中で考えていったら、当然35人になるだろうと。今、35と国が言っていますけれども、それが果たして決定するのかどうか、まだわからないですよね。ですから、そういう段階で、やはり学級規模について、最終的に考えていく中で、もう一度、そこについても検討する、きちっと最終的な答申を出すまでにやっていかなければいけないのではないかなということを、一つ思っています。

それからもう一つなのですが、地域センターの一つの範囲として、そして学校のことを考えてみようというふうに、この前の小委員会では出したのですけれども、その内容を全然討議しないで、そして、確かに問題はあると思うのです、でも問題はあるけれども、本当にそれがだめなのか、無理なのか、もうちょっと、それは考えておかないと。小委員会でこの地図をいただいて帰りましたので、家で広げてずっと色々、300人以下の学校がどこになっているだろうか、あるいは学区域は、どんなふうに絡み合って、センターとどのようになっているのか、これ全部一つにまとめるということは無理。でも、あるいは一部分について、こういうふうに考えていくことはできないのかということを、もうちょっと議論をしておかないと、やはり、例えば中学校を一つのブロックとするというのは、一つのまた、それでやってみただけでもだめだったら、やはり別の方法を考えなければいけないというふうにやっていけないといけないのではないかなということを、一つは感じています。ですから、小委員会で、この次にもう一度、この地域センターを各ブロックとして考えていったときには、こういう点で問題が出てしまって、これを審議会を進めていくのは困難であるという結論に達すれば、ほかの方法というのが出てくると思うのです。今、幾つもの方法が出てきているので、ちょっと何を考えていった

らいいか、私もどこにウエートを置いて、まずは考えるのか、順序を進められない。小委員会で、困ったなというふうに思っています。それ、全体の進め方のことです。

あとは小さいところで質問なのですが、先程、委員の方から、特別支援学級について、全校にという、あれ、東京都のですね。東京都の方針として出ているのであって、いわゆる知的障害学級ではないですね。今、拠点校方式になっている知的障害学級の特別支援学級ではなくて、東京都が言っているのは、今、板橋でいうと情緒障害学級に該当するところですね。それを、発達障害や何かの、それを一緒に becoming してくるのでしょうか。その辺については、東京都の方は。

事務局 実 は、あれは、特別支援教室というのを各学校に置くということで、そこに教員を配置するかどうか等については、平成28年度を見越して計画ということなので、皆さんの抱えている特別支援学級が学校に入るわけではないということです。とりあえずは、そのスペースを学校に確保するというのが、昨日の説明では都の方から出されましたけれども。

委員 現在、板橋の場合には、もう既に各学校に一部屋、いわゆる巡回指導や何かで使う教室、特別支援のための教室を大体一部屋というか、それを確保するようにというのは、大分前に言われて、確保できている学校と、スペースが足りなくて、ちょっと相談室の一部分を使っているとかというようなこともありますけれども、大体、それは確保しているわけですね。

事務局 特別支援教室は、平成17年の段階で一定の場を確保しているというふうな状況になってございます。

また、大規模改修等を行なうに当って、そういったスペースを含めて計画をすることになってございますので、今の段階では、一応各学校とも、そういう場は設定してあるという状態です。

会長 ありがとうございます。今、委員の方からご質問、あるいは確認がありました。例えば小委員会で細かなことについての論点を整理していただいて、それをもとにして審議会で、また確認したり訂正したり、方向性を決めていくというようなことだろうと思います。こういう会議の持ち方として非常に難しい面があるのですけれども、小委員会と審議会との関係ですね、往復もあってもいいというようなことで考えていきたいというふうに考えております。

また、先程お話のあったとおり、この8月に、また国の方でも、またそれに関わって何らかの形のものが示されると思いますので、そういうものも、また参考にしながら、また審議会としても先へ話を進めていきたいと、そう考えております。

それでは、時間がそろそろ来ておりますので、まだご意見があろうかと思いますが、今日はこれで終えておきたいと思います。

最後に事務局から、後のことについて、ご連絡をいただければと思います。

事務局 それでは、次回の日程についてのご連絡をさせていただきたいと思います。

審議会につきましては、少し間があきますけれども、第6回の審議会を9月10日金曜日、第7回の審議会につきましては11月11日木曜日、いずれも時間につきましては午後3時から、場所は、本日と同じ、この第二委員会室で開催を予定してございますので、日程のご調整方、よろしくお願い申し上げます。

なお、審議会に先立ちまして小委員会を開催させていただきます。第5回は、8月20日金曜日の午後3時から、教育委員会室で開催させていただく予定でございます。委員の皆様は、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会 長 ありがとうございました。

それでは、今日はこれで閉じたいと思います。

本当に暑い中をありがとうございました。